

の産卵期に区域をきめて採取の禁止を

やつておりますし、滋賀県でもシジミ保護のためやはり採取の禁止をやつております。

○青山正一君 毎年水害とかそういうものがあるわけなんです。ほとんど川の流れというものは変わるわけなんです。そういう場合において、たとえばこういった許可を受けた人のために、そういった影響を受けますか、どうですか、その点はどうか、これを伺つておるわけです。

○委員長(江田三郎君) ちょっとと速記をとめて。

午後三時三十分速記中止

午後三時三十一分速記開始

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題にいたします。昨日の申合せにより直ちに討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○森八三三君 私はただいま議題になつております水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、原案に賛成の意を表するものであります。がしかし本法の実施につきましても、農林水産関係団体との間にいろいろの摩擦競合等を招来する虞いがないとは保しがたいためでありまして、以下申し上げますような付帯決議を付したいと思ひますので一応その案を朗読いたします。

水産業協同組合法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に當つて、水産業協同組合共済会の行う共済事業と農業者団体の行う共済事業とが、半農半漁地域において相互に摩擦競合を起すことのないよう、事前に適切な措置を講ずべきである。

以上の決議を付して賛成をいたします。

○東隆君 私は水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対して賛成の意を表します。それと同時にただいま森君からの発案になります付帯決議案に対しては賛成をいたしません。この際私は審議の過程を通して希望を申し上げたいことがありますので、そのことを申し添えます。それは水産業は農業と同じく原始産業でありまして、天災その他によつて非常に影響をされるところが多いのであります。従つて農業における農業災害補償法と同じく、漁業における農業災害補償法と同一の制度ができ、それによつてこれは場合によつては全部国家補償、こういうような形、あるいは十分に大きく国家が補償をするという形でもつて、一つの共済制度が確立されなければ、ほんとうの漁家の経済の安定というようないことが望まれないわけでありまして、従つて漁家の、漁家の社会保障制度ともいへば社会保障に關するところの制度を、すみやかに立案をする必要がある。政府はすみやかに立案をすべきである、こういうことを希望をいたしまして本案に賛成をいたします。同時に付帯決議案に賛成をするものであります。

○秋山俊一郎君 私は本案に賛成をするものでござりますが、本案の現在のねらいとすると、いわゆる厚生共済と申しますか、関係組合員の生命に対する保障をしようというねらいであるのであります。しかしながらこの改正法案そのものは、必ずしも厚生施設に限つておりませんので、先ほど来問題になつておりましたところの漁獲に對しても、あるいは漁具に對しても、今後この法律によつて自主的にやれることになるのであります。が、厚生共済と申しますか、いわゆる生命共済に類するものにつきましては、まず私どもとしては可憐性あり、十分やれると思ひますが、その他の漁具あるいは漁業の保険につきましても、なお非常に研究を要する問題がありまして、かりにこういうものをいきなり実施した場合は、その実施主体が弱体化される、それがために非常に危険に瀕するところになります。と、他の事業にまで影響を及ぼすことに相なりまします。その実施につきましても当局は十分の指導をして、しかしてその実施に当らしめるといふことの御注意をお願いいたしまして、本案に賛成をいたします。

○千田正君 ただいま提案されておりますところの水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対しては、原案に賛成すると同時に、また森委員から出されました付帯決議にも賛成するのであります。特に東議員から申されておりますところのこの漁網及び漁獲に對するところの保障の一環としての共済制度の確立といふことは、ぜひやつていただきたい。といふことは、申すまでもなく原始産業は近代産業

に押されがちなものである。最近の情勢を見ましてもことごとく、あらゆる点において日本の政府の施策が近代産業に移行されて、農業、漁業といふような原始産業はだんだん後退する一途にあるので、この政策の対象としては、どうかして一日も早く確立したこうした共済制度を持たなければならぬ。

ことに漁業においては農業よりもさらに賤行的な存在である。農業の方においては十分に収穫物に對するところの、農産物に對するところの共済制度はしかれておるにかかわらず、漁民の最も不安定であるところの漁獲に對するところの漁網といふ問題に對しては、これは財産と同じものでありますから、これに對するところの災害のやうな問題が起きたときにおいて一ぺんに財産を失ふ、こういうやうな漁家経済の最も必要な面におけるところの政策が欠けておるのではないかと、こゝろからいひました。私は、私も東君と同様一日もすみやかに漁網、漁獲等に對する共済制度の確立を要望いたしまして、この案に賛成の意を表する次第であります。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を

もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました森君提出の付帯決議案を議題といたします。森君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致と認めます。よつて森君提出の付帯決議案は全会一致をもち、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。次に本案を可とされた方は、順次御署名を願ひます。

多教意見者署名

秋山俊一郎 白波瀬米吉
三浦 辰雄 戸叶 武
千田 正 青山 正一
大矢半次郎 重政 庸徳
関根 久藏 田中 啓一
森 八三三 龜田 得治
清澤 俊英 東 隆
棚橋 小虎 鈴木 強平

○委員長(江田三郎君) 次に森林法の一部を改正する法律案を議題にいたし

の中で、百二十三条に総代会の規定がありますが、現行法では百二十三条の第六項があり、関係上、たとえ総代会が一定の組合について設けられなくても、第百十条による年一回の定期総会、これは必ず開催しなければならぬということに非常に明確になつておるわけであり、ところがこの一部改正により、この第六項を削除してしまふ、こういうことになつておるのでありますが、ところが第百十條は、理事に対する義務規定として、ちゃんとそこで明確に、年一回の定期総会の開催を義務づけておるわけですから、この削除は、いかにかわらず、第百十條によつて必ず一回の定期総会は開かなければならぬのじゃないかというふうな疑問があるわけであり、そういう必要がないのだ、百二十三條の特別の事項以外の簡単な總會であれば、特別の事項がないような場合には見送つてもいいのだというふうに解釈できるのかどうか、その辺の解釈を一応参考におきたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) お答えいたします。ただいま御指摘の百二十三條により、ある特定の施設組合は總會にかかわるべき總會を設けることができることになつておまして、何らの他に規定がなければ、總會の招集にかえて、総代会をもつてこれにかえることができる、一応解釈できるのであります。百二十三條の六項の関係から、百十條に規定する通常總會だけは總會をもつてはかえられない、要するに通常總會はどうしても理事は開かなければならないという制約があるわけでございますが、このたび改正案により、第六項というものがかわ

るわけであつて、なくなるわけであり、それから、そうなりますと、總會にかわるべき總會で總會のやるべき事項をやるというふうな解釈できるのではないか、そこでこの百十條の毎事業年度一回通常總會を招集しなければならぬ、この趣旨は、毎事業年度の事業計画の設定であるとか、あるいはまた毎事業年度内における借入金金の最高限度でありますとか、あるいは百十六條の決算書類の承認というふうなものは、この通常總會で大体やるべき事柄であらうと考えられるのであります。ところがそれらの事項は百二十三條の第五項により、総代会でもやり得るということになつております。言いかえれば、百二十三條の五項のただし書きで、どうしても總會でやらなければならぬ事項、たとえば定款の変更であるとか、そういうふうな特別決議を要する事項は、総代会でやれないということになつておりますが、そういう総代会でやれないとされる事項ではございませんから、総代会でもやり得る事柄でありますから、實質的に見ましても、通常總會にかえて総代会でもつてやれる、言いかえすれば、理事は通常總會を開かなければならないという百十條の義務がないことになるのではないかと、うに考へます。

○亀田得治君 農林当局にちよつと聞いておきたいのですが、大体今の解釈で、条文的解釈として私も承知いたします。そういういたしますれば、この百二十三條の第六項を削除することは、やはり森林組合にとつても實際上の運営についての大きなやはり変革になつてくるわけなんです。で、提案者等の説

明を聞きますと、たとえば協同組合等においても、この改正案のようになつておるのだというふうなことをよく言われるのですが、私はここに非常に一つのやはり疑問を持つのです。このいろいろな組織法が民主化の方向をたどつて改正されて行く場合には、私はまあそれは一べんやつてみたからよろうという感じを持つのであります。これは逆でありますから、非常に厳密にこれは考へるわけなんです。一つは、農業協同組合がこうだから森林組合がこうだとか、あるいは森林組合がこうだから共済組合はこれでいいとか、そういう議論はこれは私はちよつと飛躍しておると思ひます。といひますのは、協同組合法における總會にかわる總會の規定、そして百二十三條の第六項のようない規定というものは、協同組合にはない、第六項のようない規定は、しかしないのは、これは何もう年の協同組合法の改正でなくなつたのではないのです。協同組合法が制定されてつとそれできておるのです。それで、その当時というのは、数年前といふものは、森林法においてはこの施設組合の場合には必ず年一回の通常總會は開かなければならぬ、こういうふうな規定がきまつておるわけなんです。初めから、だから、昨年協同組合で取れたから今度取るのだと、そんな比較論じゃないのです。で、私はそういうふうな導くのは、やはり団体に応じて必要な規定として設けられてきておるのだ、そう思ふのです。だから、総代会で決議できない特別事項にいたしまして、農業協同組合の場合と森林組合の場合と、あるいはまたはすでに改正案として出ておる共済組

合の場合と皆範圍が違ふわけなんです。これはただ違ふわけじゃないでしよう。やはりおのおの団体の性格、それに応じてこれは出てきておる。私はそういう立場から考へると、この山林地帯なんというものは、何といつたつてこれは民主化の一番おくれのところなんです。だから、そういう場所においては、たとえば農業協同組合の場合においては、こういう第六項のようない特別規定がなくても、やはり森林組合のようない場合には第六項はやはり存置すべきじゃないか。これを取らなければならぬというが、非常に具體的にこの被害といひますか、そういうものがもう實際に実証されてくるのであれば、これはまた別なんです。けれども、それだけでは私はいかぬように思は感ずるのです。それでほんとうにそういうことであれば、一体なぜ農業協同組合の方はつと数年間こういう第六項のようない特別規定がない、森林法だけなぜこういうふうなことにしておいたか、それほどこれがじやまになるものなら……。で、私はまあ農林省なんかのほんとうの腹はどこにあるか、だからこの点よくわからない。それで私はこの一部改正では、たとえば選挙の方法とか、いろいろな点について相当民主化の方向と逆の傾向がここに出てきておるわけなんです。だから、それもまあ提案者の気持なり考へ方は大体わかるから、やむを得んことをするのですけれども、そういうことをするのであれば、少くとも一方では年一回の總會だけは必ずそのかわりやれ、これでやはり押えることがつり合

ね。それで一たんやつてみて、なおかつこの第六項が非常に障害になつて運営上困るというなら、そのときに私は改正してもいいと思ふ。だから、今の段階ではどうもこれをすぐ取つてしまつて、それで果して合理的かどうか、どうも実感的な感じが出てこない。その辺のところを一つ忌憚らない考へ方というものを表明してもらいたい、ちゃん。

○説明員(奥原日出男君) 農林省が現行の森林法を運用いたして、この會議制についてどういふふうな考へておるかということについて申し上げたいと思ひます。

なるほど現行の森林法におきましては、農業協同組合の現行規定と異なりまして、当初より百二十三條第六項の規定を置いておつたのであります。しかし現在の會務の現状、及び町村合併に伴ひまして、必ずしも町村合併すれば森林組合が合併をするべきであるという指導方針はとつておりません。が、しかし会の仕事の運営の上においては、行政区画に漸次そろえて行くということが便利であるのが實際でありまして、従つて森林組合の区域が今後ますます廣くなつて行く、こういうふうな見通しという二つの観点から、現行の總會及び總代会制度をながめて見ますと、總會を成立させるということに現在においても非常に苦勞をいたしております。従つて、今後区域がさらに廣くなりますれば、やはり總代会をもつて總會にかえるということをしたさざるを得ないのではないかと、かように考へざるを得ない現在の實情でございます。しかしながら、山村の民主化——山村と申しましても、純粹

の大会というより、うなものを、やはり年に一回くらいは開いて、そうして林関係のいろいろなことについて意見を高揚する、こういうような機会をすることが、これが非常に大切なことと考えますので、指導の局に当るものはそういうような機会を作ることが、力一つ指導をするように、この点留されたい、こういう希望をつけます。賛成をいたします。

○亀田得治君　これは私は残念ながやはり賛成しなければならぬようです。りますので、特に発言はやはりしてたかないといかぬと思います。それは、こいう総会にかわる総代会という制度が協同組合、共済組合あるいは森林組合に、だんだんはやってきているわけですね、私はこの点について農林当局なんか、やはり法律がそいうふうになるのであれば、実質的な農政面において重大な私は責任を感じてもらわなければいかぬと思うのです。この点は決してこの百二十三条の六項をなす点とは決して、こいうことになつたからといって、百十条の総会はもういいのだ、こいうふうな印象を与えるようなことがあつたら、私は大へんがと思う。だからどうしてもその点を、一つ法律ができてしても十分全国に徹底するように、こいうふうな農林当局に強く希望して、もしそいうことがうまく実際上行われぬようであれば、再び元のように戻すといふふうな決意を私も持つておる、こいうふうなことを付け加えまして賛成しておきます。

○清澤俊英君　大体本案に対しては、私は亀田君と同じくこの際は衆議院で全部賛成しているから賛成します。や

むなく賛成しますが、提案理由の説明にありますが、大体実態が、總會等を持つことができない、こういうことが中心になっているのであります。それは距離の関係もありまして、経済的の観念もないなどといいますが、こまかい農林ほど経済観念はひどいのであります。だが、この總會等に出てもいい、現実には自分の意思を申し述べるだけの機会が実際手えられない。こういうことになるので、出ても出ないでも同じことなんだから、おれは出ないのだ、これが実態だと思ふ。大体私はそう解釈しております。そうしてみますれば、その実態の上に立つてだんだん總會から總代会にかえ、それをまた選任制にまで変える、こういうことになれば、それを強化することであつて、決して一番おくれといわれる日本の農村を、民主化のガソリンといわれている農村を、ますます疲弊困難に陥らせる根源をなすものであると思ふ。私は絶対に反対したいのであります。たまたま衆議院から通つてきましたから、一応試みてみますし、こういうような重圧が加えられる場合には、あるいはこれに対する反響心が、そういうものをねのける薬となるかとも考えますので、そういう点において賛成いたします。

○三浦辰雄君 私は今の議題の森林法の一部改正法律案は賛成をいたします。けれども、これは先ほど来議論が、ありますように、なぜ一体こういつた手続だけをするかという問題がある。このことは確かに国自身がこの森林に対する保護法ともいふべき森林法について、みずから変えなければならぬのであります。一体こういう変態的な形が議員さんの立法でできたということは、私はすみやかに国としては直さなければならぬ森林法の中に幾つかの問題がある、それがなかなか結論に達しないということがあるのだということを指摘しなければならぬ。今總代会制度をめぐつて民主化等の問題がございましたが、終戦前まではいゆる強制の加入であつた。そしてその後においてこの組合というのは三年間という長い間、時のGHQとの間に森林の持つ公益性からして、強制にすべきかあるいは協同組合の制度にすべきか、あるいは強制的組合と協同組合の任意の組合と二つを立てて行くべきかという非常な議論が長い間かわされまして、とうとうGHQの当時の結論としては、二本立にしたかどうかというところに三年後になった。そこで政府としてもいろいろ考えた結果、協同組合という一つの法律にしたのであるが、前身が前身でありますために、零細な五反歩以下の山林所有者諸君もことごとくそのまま看板を塗りがえて今日まできているのが森林組合の実態です。従つて總會等に対する無関心とか流会といつたようなことから、このことが出てきたので、私はこの法律自身については改正は当然であり、これはやむを得ないと思ふのだが、この機会に私は制度というものを、この組合といふものを、さらに分析して、こいつた公益性の非常に強い、そして集まつて初めて一つの機能を発揮する森林の組合においては、強制加入組合といふものと、政府のいゆる代行機関ではありませんが、公益性を認める立場への協力をしてもらふ建前の組合といふものと、ほんとう

に協同組合といふものの精神に徹した、いわゆる経済をやつて行く組合といふ二本立にするかどうか。もしそうでなく、今のようないつた協同組合で行くならば、こいつた経済性の非常に薄い林業についての団体について、もう一段考えを強くしなければならぬ、その結論を早く得るということが当然だと思ふ。それからもう一つの問題は、森林法は非常にやかましいことを言つておる、いわゆる公益、国土の保全に關係があるといふことで、森林法の基本計画といふものは、農林大臣がこれを定めまして、そして府県にその旨を言つて行く、その中にはあるいは幼令林を皆伐してはならない。あるいは幼令林については育林上必要な過期的間伐をしなければならぬ。皆伐した跡地には伐採後二年以内に造林すること。急傾斜地における森林を皆伐してはならない。もつとやかましいことをいふ。ん言つて、五カ年間のワクを定めて、これを地方庁では都道府県知事はさらにその実施計画といふものを毎年作つて、そしてその通りやらせようとしてゐる。そして伐採の継続、あるいは毎年の伐採量の均等化といふようなことについて必要な制約をさせておるのであります。さらに植林の義務あるいは伐採の届出、伐採の許可制といふことで縛つておるのであります。が、しかし現実の問題としては、毎年似たような伐採をし、そういうようにやつて行かなければいかぬぞといふことを政府が言つていながら、出すに必要な林道の経費とか、そういうものはさっぱりよこさない。だから五年計画であそこの山を切らなければいかぬといふことになっておるが、道がないか

ら切れぬ、こういうことになりまして、この第二章の営林の助長及び監督なんぞという言葉に當る内容は一つも載つていないという問題も取り上げて、私は根本的に森林法改正に、政府はこの機会に一段と力を入れていただきたい、こいつ希望を附けまして賛成を申し上げます。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もないようでございますので、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。森林法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致であります。よつて本法案は全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

秋山俊一郎 白波瀬米吉
三浦 辰雄 戸叶 武
千田 正 青山 正一

大矢半次郎 重政 庸徳
関根 久蔵 田中 啓一
龜田 得治 清澤 俊英
東 隆 棚橋 小虎
鈴木 強平

○委員長(江田三郎君) 議題に追加して、日本海外移住振興株式会社法案の件を議題にいたします。この件につきましては本日午前の外務委員会との連合審査の経過にかんがみて、外務委員会に申し入れをいたすことについてお諮りをいたしたいと思ひます。まず文案を朗読いたします。

○専門員(安樂城敏男君) それでは朗読いたします。

昭和三十年七月二十一日
参議院農林水産委員長 江田三郎
参議院外務委員長 石黒忠篤
日本海外移住振興株式会社法案
に關する申入

わが國海外移民の中心は、既往に於けるように今後においても農業移民にあることは言ひまでもないことと考へられますが、既往における政府の移民政策は外務農林兩当局的の統一を欠き、内外に諸種の問題を引き起してあり、今回移民政策を大きく飛躍せしめんとする本法律案に対しては、当委員会は重大な関心を払つてゐるのであります。

しかるに本法案に關し、貴委員会と当委員会との連合審査によつて御了承の通り、当会社の業務方法、事業計画、資金計画及び収支予算についてはいまだ何らの決定をも見えないのみならず、依然として兩省間の見解に統一を欠いており、わが國

農業移民の将来について真に不安なきを得ないのであります。

つきましては、本法律案が成立して施行せられる運びになります際

は、外務省農林両省は、法第十条の業務方法、第十二条の事業計画等につ

いて相互に緊密な連絡の行われるよう、法案の修正その他適切な措置が

とられ、おのおのその特性を活用して海外農業移民が十全の成果を達成

することができまう、貴委員会

の特別の御措置を願いたく

右当委員会の総意を以て申し入れ

いたします。

○委員長(江田三郎君) 右申し入れについて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(江田三郎君) それではさう決定いたしました。

○委員長(江田三郎君) 先ほど採決いたしました水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、水産庁長官から発言を求められております。

○政府委員(前谷重夫君) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、この改正に当りまして、水産業協同組合共済会の行方共同事業と農業協同組合共済会の行方共同事業とが半漁半農地域において摩擦を起さないように十分な措置をとれ、こういうお話でござい

ました。われわれといたしましてはこの御趣旨に従ひまして、これを実施する前に、関係団体及び関係局と十分連絡いたしまして、相互に、同じ協同組合の内部におきまして摩擦相起のないように十分注意いたしたいと思いま

す。

○委員長(江田三郎君) 次に農業によ

る漁業被害の件を議題にいたします。

この件につきましては先般の委員会において問題として農林省に対してその対策を要求しておりましたところ、本日その回答がありましたから重ねて問題にいたすことにいたします。まず農林省当局から説明を聞くことにいたしますが、この件につきまして議員松岡君から委員外発言が求められておりますが、これを許して御異議ござい

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

なお、その際にいろいろ希望意見がございましたが、その点についても十分に私といたしましては研究いたしたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) 次は農業によ

る漁業被害の件を議題にいたします。

この件につきましては先般の委員会において問題として農林省に対してその対策を要求しておりましたところ、本日その回答がありましたから重ねて問題にいたすことにいたします。まず農林省当局から説明を聞くことにいたしますが、この件につきまして議員松岡君から委員外発言が求められておりますが、これを許して御異議ござい

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(江田三郎君) それではこれ

を許可することにいたします。

○政府委員(前谷重夫君) 先般当委員会におきまして有明海域におきま

る農業の水産物に対する被害の問題につ

きまして御質問があったわけでありま

すが、この問題につきましては、漁業

関係といたしましては、根本的には水

産動物に無害の農薬を使用するか、あ

るいはまたその防除方法を講ずるとい

うことが根本的には望ましいわけでご

ざいですが、これにつきましては後ほ

ど申しますように、十分の調査をいた

さなければなりませんので、そういう

ふうな調査を続けていたしたいとい

うことで、具体的に調査等につきま

した。水産庁といたしましては、現

在の段階におきましては、この漁業

の転換といたしまして、耕耘整地並

に作潁というふうなことにあります

り及び貝類の漁場の造成ということが

一つの大きなテーマである。同時に

投石及び魚礁による沿岸魚類の増殖

が、一本釣り等の転換に貢献するだ

う、こういう問題を中心に協議いたし

すと同時に、その対策の重点といた

しましては、御承知のように水産につ

きましては鮮魚介を主とします第一種

兼業漁家と、農業を主とします第二種

兼業漁家とがございまして、その対策

の重点を、鮮魚介及び第一種兼業漁

家に対して向けるようにいろいろ調査

いたしましたのであります。

その結果といたしまして、各県それ

ぞれ具体的な事情に基づきまして資料

を検討して対策を立てる必要があるとい

うことになりました。至急に有明海の

調整事務局におきまして、現地で各県

がそれぞれ具体的な案を持ち寄りまし

て相談いたしまして、そうして四県にお

きまします具体的な計画を作成いたし

まして、そうして水産庁に提出する、

か

ように相なったわけでございます。

なお農業により被害の調査研究

につきましましては、二十九年年度にお

きまして、農林省におきまして農薬の水

産動物に及ぼす影響についての調査に

着手いたしまして、九州大学及び佐賀

県水産試験場における研究報告もござ

いますので、さらにこれを組織的に進

めるといたしまして、農林省の試験

場、大学、県の農業試験場、並びに

水産試験場に応用研究費を交付いたし

まして、緊密なる連絡のもとに調査を

いたすことにいたしましたわけござい

ます。

○委員長(江田三郎君) 御質問ござ

います。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

ます。御質問ござい

○委員外議員（松岡平市君） ぜひ一つ、

それからその次に、先ほど國係四県の県庁の責任ある責任者に具體的の案を作成さしておるのだ、こういう御答弁でございましたが、それはそれぞれ府県からこれの対策について具體案を提出いたしますれば——もちろんそ

が、いづれにしましても、従来政府が

ために使用するのだということを選んで言うておられるので、この問題に關しましては、現地の具体的対策に対して、ぜひ一つ水産庁初め農林當局は十分なる考慮をお加え下すつて、予算的措置を講じていただきたい、かように

考えます。従つてこの対策とは別に、

あるということを明らかにし、と同時

を承りたい。
○政府委員（前谷重夫君） お答え申し
上げます。
われわれといたしましては、調査を
いたしますと同時に、それと並行いた
しまして不漁対策を講ずるわけでござ

係県の県民の一人といたしまして、か

惹起せぬでもいいだけの、一つ十分な

一カ所では停止しており、もう魚屋も全部商売をやめているような状況で、非常な混乱に陥っておりますが、本庁の方にそういう報告は入っておりますか。

○政府委員（前谷重夫君） ちよつと私

しゅうぎにいますか。

七百二十八万六千一百九十錢の積立

十二万四、二十九年度に三百三十六万四、合計六百八十八万円の償却積立金を取り崩しをいたしております。これはもちろん帳簿上こういうふうに処理をいたしましたわけで、債務者に対してはなお引続き債権の取り立てを続けて

○大矢半次郎君　正誤表がその後出されておりますが、その正誤表の前段の「農林漁業金融公庫法第十八条第一項第八号資金の指定告示案中」又は漁業協同組合」は、『漁業協同組合又は同法第十九条第一項の規定により農林漁業金融公庫がその業務の一部を委託した金融機関』の誤り。」となっておりませんが、その御説明を願います。

○政府委員(大坪藤市君) 今回個人施設に對しまして融資をいたします場合に、当初は組合を経由する組合員でなければならぬという観点に立つておりましたが、今回の審議の次第によりまして、特に合成纖維漁網等を加えるということに大蔵省と話がつきまして、その結果漁業協同組合、あるいは一般の農業協同組合にも、組合に加入しな

い組合員が、組合だけを經由機関とする、借り受けができない場合が起きると、借り受けがどのような状況でありますか、これを改めまして、銀行等の一般の金融機関、これはすでに公庫で指定いたしましたしておりますが、この金融機関を通じて借りられるというふうにその範囲を拡大いたしましたわけでありま

○大矢半次郎君　今のお話では、この合成繊維漁網等、この関係でそういうふうになされたということであります。が、漁業協同組合、あるいは農業協同組合中にも、非常に弱体でありまして従つてその組合員でも、これを經由して借りるのはむずかしいという場合が起るのじやなからうかと思ひますが、そういう場合には、やはり組合員

が当然だと思ひます。これが私は農山漁村の金融を一本化して強固なものにする方法だろうと思ふ。この公庫法によつて非常に官僚化してきて、そうして一々金融というような生きた面が、官僚によつて私は相当災ひをされるところと思ふ。この点は私は大きくわれわれは考えなければならぬ点だと思ふのですが、しかしこの点は私は今回はあ

まり多くを申し上げませんが、今度の食糧の予約制度というものを通して、前渡し金の問題が一つ、それから春の農業手形制度がこれが農民が農業手形を通じて短期金融だけでなく、長期金融の対象になるようなところのものを非常に扱っておるというような理由によって、大分減額をされておる。農業手形の貸付が減額をされておる。

従つてその面が私はおそらく農林漁業金融公庫法の中の第十八条の業務の範囲の項の第八号ですか、八号の中にそれが盛られておる。従つてこの八号はこれはどういふような形でもつて中心的にやらなければならぬかといふと、これはやはり協同組合を通してやるということを原則としなければいけません。協同組合を通して貸付をするのだ

ということを原則にしなければならぬ。個々のものを対象にして公庫が貸付をするというような、そういうようなことは、これはなかなかできるものではない。大きなものについては、別な条文によって明らかにされている。従つてこの第十八条の第一項の第八号ですか、ここに規定をされておるような事項というものは、これは農業手

通じて流れて行くと思うのであります。この点につきましては中金等ともよく相談をいたしたのであります。ほとんど大部分のものは信託を通じて行くということに相なると思うのであります。ただ農業協同組合の場合におきまして、ごく例外的に組合員でないもの、あるいは組合に加入いたしておりまして、いわゆる信用事業を

行なっていないようなものもありますし、特に漁業者の場合には組合に入っていない、あるいは組合に入っていないまましても、当該漁業協同組合が信用事業を行っていない場合が非常に多いのでありまして、そういう場合には、これは例外としていわゆる一般の金融機関も貸付の經由機関として行ふ、これはまさにやむを得ない例外の

取扱いであるのでありまして、本務の取扱ひ方といたしましては、御意見の通り協同組合系統機関を通じてやつて行くようにわれわれといたしましても指導して参りたい、かように考えております。

○東隆君 私は今の経済局長の答弁である程度了解いたすのでありますが、しかし個人に貸付をするという範圍

は、これは協同組合組織を私は破る面が非常に多いと思う。たとえば協同組合が弱体だからおれは入らないのだ、だから協同組合を通して借りない、こういうような横車を押すような人、農村の中の組織の中に入り得ないような人、そういうような人に優先的に金融をせられるというようなことがあれば、これは農山漁村の組織を完全に

第八部 農林水産委員会會議錄第三十二号 昭和三十年七月二十一日 【参議院】

申しますけれども、しかし案外そういうようなのが実は金を借りておると思ふのです。借りられる力があると思ふ。従つてそういう面については相当に、たとえば協同組合等と合議の上で借りるという事は、これはめんどうでしよう。めんどうでしようけれども、何かそれについてのいろいろな十分な調査、そしてそういうような個人的な、個人借入れの場合におけるところの制限とか、そういうようなものが考えられなければ、これは非常に協同組合組織をこわし、かつ非常に害毒を流すような資金の融通面が現われてくると思ふ。これは十分お考えを願つて、そして施行の上において一つ誤まりのないようにしていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 普通の銀行等の金融機関を指定することによつて、それがかえつて協同組合の金融組織と申しますか系統にひびが入るというやうな、そういうふうなそれを逆用するといふやうな形は、まことに好ましくないことだと思ふのであります。この点につきましては、これを運用いたしまする中金並びに指定金融機関等にもそういうことのないやうに、一つ十分にその趣旨を徹底いたしまして、協同組合金融の系統をあぐまで利用するといふ本質を厳格に守つて行きたい、かように考へておるのであります。

○閣議久蔵君 こまかい問題ですが、農林漁業金融公庫法第十八条第一項第八号の資金指定告示、このなんですが、そのうちのしまいの方の一の、農舎とつとあるのですが、三に、今非常に品質改善のために回転まぶしが使用されておる。これは数年の耐久力を

持つておる。蚕具という名前がついていふやうな機械といふやうなものもある。多分これは、蚕具といふのは回転まぶしも含んでおると思ふのです。その点をお聞きしたい。

それから次の「主要農産物又は輸出農作物の生産の維持増強に必要な施設」、これには桑園の植付、新植、改植等のことも対象になると思ふのです。その点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 第一点の回転まぶしの点は当然貸付の対象に入るものであります。第二点の問題は、これは施設といふことであります。これは入るのであります。いわゆる農地の改良といふやうなことになるかと思ふ。これは別ワケになるのじやないかと思ふのであります。この対象にはちよつと入りにくいのではないかと、かように考へております。

○閣議久蔵君 農地の改良の方には入るわけなんですか。

○政府委員(大坪藤市君) これは業務範囲の第一の、「農地又は牧野の改良、造成又は復旧」に必要な経費といひまして、その中に桑園の改良を含む、こういうふうな相なつております。その中に入るわけでありまして、なれば質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(江田三郎君) 他に御発言も認めます。

○委員(江田三郎君) 御異議ないと思ひます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○森八三三君 私はただいま議題になつております農林漁業金融公庫法の

一部改正につきまして原案に賛成をいたすのであります。この際以下申し上げます四つの希望につきまして、政府当局に、誠意をもつて善処されんことを強く要請いたしたいと思ひます。

その第一点は、農林漁業者の経済の現況並びに農業協同組合なり漁業協同組合の実態といふものから考えまして、今回の業務拡大の措置が講ぜられましたことは、当面の措置としては一応うなずけるのであります。今後農林漁業金融の本来のありべき姿はどういふものであるかといふことについて、よく御検討をいただきたい。かへつて金を貸すことによつて農林金融に混乱を招来するといふことがありましては非常に残念なことでありまして、そういうやうな点について抜本的な研究を遂げられまして、将来遺憾なき対策を確立されたいと思ひます。

第二点は、今回の改正は、しばしば質疑を通じて明らかになりましたやうに、原則として漁業協同組合なり農業協同組合を通じて貸付を行う、まあ例外的なものがございますが、原則はそういうことであるので、その主体たる単位協同組合がしっかりしておりませんと、組合員がいかに熱情を込めて要請をいたしても、この恩典に浴するといふことは非常に困難な場合を招来すると思ふのであります。つきましては、それぞれの協同組合の強化育成につきまして、この機会にさらに一段と力を注がれまして、この法律の改正の趣旨が十分に零細漁民、零細農民に恩恵を及ぼされますやうに処置をされたいと思ひます。

なお、協同組合が強化されましたといたしましても、従来の例に徴します

ると、その資金の借り受けにつきましては非常に手続が複雑多岐でありまして、その応接に遅滞、疲れてしまふといふやうな場合がしばしばあります。のみならず、その当時の計画といったしましては、当然合理的に償還等もできるといふ建前にはなつておりました。農林漁業等はいずれも天然を相手とする原始産業でありますので、長期にわたりまする間には、いろいろの支障が巻き起つてくるのであります。そういうやうな資金の融通に對しまして、そのときどきの協同組合の役員は、個人の一切の資産を担保に提供しなければ、すなわち個人保証等の手続をとりなければ資金の借り受けができないといふやうな建前が堅持されてい

るのであります。資金の運営についてまじめに遺憾なきを期し、最善の管理者の注意を払つて行くといふことについては私も当然であると思ひますが、借り受け主体たる農林漁業者のその事業の本質にかんがみまして、仕事の始末をいたしております役員が諸君が、個人の責任を追及されるということになりますと、そこに問題が伏在してくるのであります。そういう点につきましても十分遺憾なき措置が講ぜられましますやうに善処を希望するのであります。

第三点は、第十八条第一項第八号の資金の用途につきましては、指定告示案として一応例示されておりますが、その中に「主要農産物又は輸出農作物」といふ抽象的包括的な表現をされてゐるのであります。この法律の改正の趣旨にかんがみまして、ほんとうに困つておりまする零細漁民、農民、林業者が救われますやうに、用途の拡

大についても御研究をいただきたいと思ひます。特に温室のやうなものであつかふべきは木炭の関係等につきましても範囲が及ぶやうに考慮を求めらるものであります。

第四点は、そういうことになりましたと、おのずから資金の額が相当に充実されなければならぬと思ひます。今回の改正はわずかに資金量が七億円といふことであります。おそろしく法律の改正は見ましても、渴望してゐる農漁民諸君の期待にこたへるということには非常にほど遠いものであらうと思ひますので、今後さらに一層資金量の充実確保、並びに対象がいずれも原始産業でありまして、利潤を追求してゐるやうな立場に置かれてゐるものではないと思ひます。資金量の充実確保と同時に、金利の飛躍的低下をはかるといふことについて最善の努力をされますことを希望いたしますのであります。

以上四点を希望いたしました賛成をいたします。

○青山正一君 ただいま提案になつておりますところの農林漁業金融公庫法の一部改正法案に賛成いたします。

ただ問題になる点は漁業の面でありまして、たとえば農林漁業金融公庫法第十八条第一項第八号資金の指定告示に二項といたしまして「合成繊維漁網」とありますが、これはむしろ第十八条に五号の三を新設して「合成繊維漁網取得に必要な資金」といふ項目を加へるべきだと思ふのであります。この合成繊維の対象となるものは、その八割までが定置漁業と

か、あるいはまき網漁業の個人経営者

であります。間接的には漁業協同組合には関係があるにいたしまして、直接漁業協同組合と関係の薄いこの個人の業者に、いさしく恩恵を与えるためには、十八条の五号の三を新設すべきではないかと信じております。しかしながら協同組合が転貸の形式をもって幾分か個人業者を擁護している意味から、将来五号の三を新設してはつきりしていただくよう希望しまして、この法案に賛成いたします。

○委員長(江田三郎君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましましては慣例により委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたします。

なお、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

秋山俊一郎 白波瀬米吉
三浦 辰雄 戸叶 武
千田 正 青山 正一
大矢半次郎 重政 庸徳
関根 久藏 森 八三一
亀田 得治 清澤 俊英
東 隆 棚橋 小虎
鈴木 照平

○委員長(江田三郎君) なお、明日はこの前御相談いたしました日程によりまして、議案関係と農林法の関係によりまして御座りますが、審議の都合によりましては即日採決をいたすこともあろうかと存じますから、あらかじめ御了承願いたいと思います。

本日はこれで散会いたします。

午後五時三十分散会

七月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、豪雨による被害農家等救済対策の請願(第一四八二号)
一、砂糖の安定価格に関する請願(第一五三五号)

(第一五三五号)

一、昭和三十年産米価格に関する請願(第一五四〇号)

一、昭和三十年産米穀検査規格改訂に関する請願(第一五四一号)

一、米穀予約売渡制度に関する請願(第一五四八号)

一、農民の均分相続に関する請願(第一五五七号)

一、家畜改良増殖法中一部改正等に関する請願(第一五五八号)

一、輸入飼料の供給確保等に関する請願(第一五八四号)

一、すき害虫すぎたまばえを法定

害虫に指定する等の請願(第一五八九号)

一、農薬による水産関係被害救済の請願(第一五九〇号)

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願(第一五九一号)

第一四八二号 昭和三十年七月六日受理

豪雨による被害農家等救済対策の請願 請願者 岩手県議会議長 内村 一三

紹介議員 川村 松助君
六月二十四、五日岩手県を襲った豪雨による被害は甚だ大なるものがあるが、(一)被害農家に対する応急措置として種子確保、病害防除、桑園被害地の復旧等に要する費用を助成すること、(二)恒久対策として災害復旧事業を他事業に優先して実施し少くとも三年以内に完了すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五三五号 昭和三十年七月九日受理

砂糖の安定価格に関する請願 請願者 東京都台東区浅草桂町 一三全日本菓子工業協同組合連合会理事長 永井要治

紹介議員 森田 義衛君
昨年末からの菓子の消費減退によつて業界は極度の経営難に陥り、破産倒産者が続出している現状であるが、その最大の原因は菓子の主原料である糖価が他の食品価格に比して高価なために菓子価格も高価となり、消費者に対する有効需要は満たされていないにもかかわらず需要が減退したのであるから、これが救済策として全日本菓子工

業協同組合連合会に粗糖外貨資金の割当を行うとともに、砂糖安定帯価格を斤当七〇円前後に決定せられたいとの請願。

第一五四〇号 昭和三十年七月九日受理

昭和三十年産米価格に関する請願 請願者 福島県議会議長 渡辺 鉄太郎

紹介議員 松平 勇雄君
現在米価審議会において諮問せられていては、昭和三十年産米の時期別格差について、それぞれ九月末日まで千二百円、十月十五日まで六百円、十月末日まで三百円の決定をみようとしているが、福島県のごとく米価が農家経済の中核を占め米穀生産に依存する積雪、寒冷地においては早場米の大半を十一月に出荷するため、早場時期の如何は直接農家経済に重大なる影響を与えるものであるから、時期別格差の期限を十一月までに延長し、その価格は前年通り二千円から二百円の間に設定し、さらに事前売渡し格差も設けられたいとの請願。

第一五四一号 昭和三十年七月九日受理

昭和三十年産米穀検査規格改訂に関する請願 請願者 福島県議会議長 渡辺 鉄太郎

紹介議員 松平 勇雄君
米穀検査規格は、逐年厳格となり現行米価は、三等建傾制を採っているにもかかわらず、積雪、寒冷単作地帯にある福島県においては、上位等級即ち三等級以上が全供出量の約三十パーセントに過ぎず、四等米がその大半を占める現状であり、従つて現在の規格をそのまま維持される場合はあらゆる悪条件のもとに鋭意増産に励む生産農家に對しまことに不当な措置となるから、昭和三十年産米については、現行検査規格による等級引上げ(四等級を三等級に該当させる)の方途を講ぜられるとともに、将来の銘柄格差等設定の場合においては、過去の冷害産米を基準とすることのないよう措置を講ぜられたいとの請願。

第一五四八号 昭和三十年七月十一日受理

米穀予約売渡制度に関する請願(九通) 請願者 岡山県久米郡久米町 木上三三四ノ二 百谷 進外五百三十一名

紹介議員 江田 三郎君
政府は、米穀懇談会の答申を基礎とした昭和三十年産米について事前売渡申込制を決定したが、この成否を決定する米価について予算米価を固執する場合はこの制度を崩壊に導くから、(一)米価については(イ)三十年産米の政府買入価格は再生産を保障する生産方式を採用し、従来の要求である一万二千五百円を参しよくして決定すること、(ロ)端境期の時期別価格差は早場米の早期売渡を促進しうよう決定すること、(ハ)地域別銘柄格差を設けること、(ニ)予約奨励措置については(イ)期限内に予約数量の売渡をなした生産者には買入価格の一割程度の予約奨励金を交付すること、(ロ)売渡をなした予約数量についてはその価格を課税所得に算入しないこと、(ハ)予約奨励金は免税とすること、(三)前渡金額は政府買入価格の三割程度と

し契約と同時に支払うこと、等の実現を図られたいとの請願。

第一五五七号 昭和三十年七月十一日受理

農民の均分相続に関する請願

請願者 東京都杉並区松庵北町

一三〇 堀田定一

紹介議員 石黒 忠篤君

新民法の施行後農民は、均分相続についてははたしく苦悶しているから、農民の苦悶を解決し農地改革の結果を真に有益ならしめるため、(一)新民法の相続の規定が農民に及ぼす影響、とくに農地の細分化、土地負債の観点から国としていかに対処すべきかを研究する中央委員会を設けること、(二)農地相続慣行について全国的スケールの農村調査を実施すること、(三)農民相続金庫を設置すること、(四)相続人の間の争いを調停審判するため農地裁判所を設置すること、もしできない場合は家庭裁判所の調査官に農地の専門家を置くこと、(五)農林省に農地評価の専門課を設け、各農地事務局管内を地帯別に分けて農家簿記を継続的に記載させ、これを永久保存として利用すること、(六)農家の相続について指導啓発する農民相続研究所を設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五八四号 昭和三十年七月十三日受理

家畜登録事業は、家畜改良の根幹をなすものであるから信用と公平とを基盤として事業に当らなければならない、したがって家畜登録の団体の性格は公益的であることが必要であるから、(一)家畜登録団体を公法人的性格とする

こと、(二)政府は登録団体の行い事業を指導監督すること、(三)種畜の検査に登録との関連性をもちたせること等の実現を図るため家畜改良増殖法の一部を改正せられるとともに、種豚登録事業の運営は経済的に極めて困難をきたしているから、種豚登録事業に対して国庫助成の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五八四号 昭和三十年七月十三日受理

輸入飼料の供給確保等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ六全国畜産販売農業協同組合連合会

会長 小笠原八十美外三名

紹介議員 岸 良一君

有畜農業経営の安定を図るため、(一)大豆の輸入資金を全額豆粕輸入に振り替え、飼料用豆粕の供給を最大限に確保すること、(二)ふすまを多量輸入するとともに低質麦その他割安なふすま代用飼料を最大限に輸入確保すること、(三)麦類等食糧に横流れのおそれある飼料は政府において着色、粉砕混合等の方法により飼料以外に横流れせぬ処置を講じて払い下げること、(四)輸入飼料価格の規準は国内畜産の実情と国際相場を勘案してなるべき低位に定め、かつ月々大幅の高低のないよう

にすること、(五)飼料用麦類下げ価格は食糧相場によらずふすまに代用できる価格とすること、(六)政府は飼料は実需団体重点に割当下げを実施すること、(七)飼料需給安定法第五条第二項を改正して飼料の売渡しは隨意契約による建前とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五八九号 昭和三十年七月十三日受理

指定する等の請願

請願者 宮崎県知事 二見眞郷

外一名

紹介議員 竹下 豊次君

昭和二十七年以来急激にまんえんしたすきの害虫すきたまばえによる宮崎県下の被害面積は三万四千余町歩に達し、しかもそのまんえん速度は極めて大きく全県下の杉林はもとより、九州、四国と全国的にまんえんすること

は当然予想され、わが国林政上に重大なる影響を与えることとなるから、昭和三十年度において徹底的に駆除実施ができるよう、すきたまばえを森林病害虫等防除法第二条の規定に基づく法定害虫に指定せられるとともに国庫補助金を助成せられるよう善処せられたいとの請願。

第一五九〇号 昭和三十年七月十三日受理

農業による水産関係被害救済の請願

請願者 佐賀市水ヶ江町二五三ノ二 田中善内外百三十一名

紹介議員 秋山俊一郎君

農業の水産業に与える被害は極めて大きく、長崎、佐賀、福岡、熊本の有明

海及び大村、橋本湾関係四県下における被害は年額九億四千万をこす実情であるが、現下の県財政及び漁民の経済状態からみて、到底自力復活は不可能であると考えられるから、政府においてこの被害の対策と引き続き予測される事態に應ずる恒久策として、(一)農業被害に対する損害補償、(二)農業被害対策の具体的強化、(三)新農薬の考案作製、(四)農薬使用上の制限等の措置をすみやかに講じ、これが救済に万全を期せられたいとの請願。

第一五九一号 昭和三十年七月十三日受理

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三ノ九

一一九 宇佐美松兵衛

外五名

紹介議員 青山 正一君 小林 政夫君

現在全国まき網漁業者のうち八割までが個人経営者であり、これらまき網漁業者は永年にわたつてまき網漁業の振興施策の一環として合成繊維漁網購入に対し特別融資の措置を講ずるよう関係方面に働きかけてきたのであつて、いまこの施策が実現されたときにおいて、まき網漁業者の大半がその資格を欠くことは真に遺憾であり、折角まき網漁業振興策としてのこの施策もその意義が失われることになるから、政府提案の農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案のうち、第十八条第五号の三を新設して、「合成繊維漁網の取得に必要な資金」を差し加えるよう取り計らわれたいとの請願。